

宝塚市告示第 44 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり対象となる土地を形質変更時要届出区域（一般管理区域）として指定する。

令和 6 年（2024 年）3 月 27 日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- 1 対象となる土地
宝塚市小浜 1 丁目 1 番 3、1 番 4 の各一部（図 1 及び図 2 のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、ひ素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

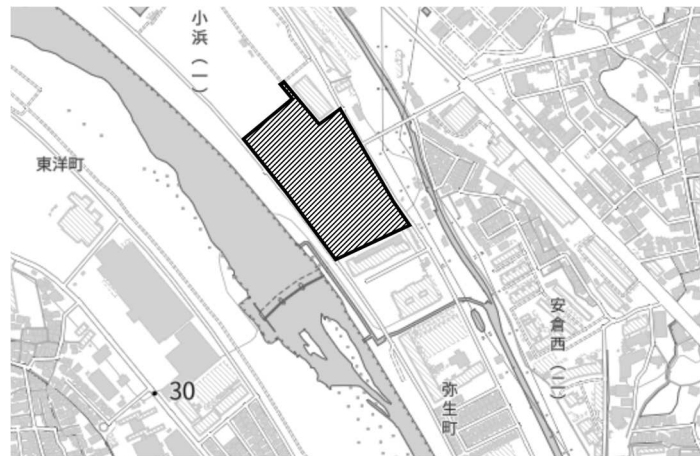


図 1 位置図

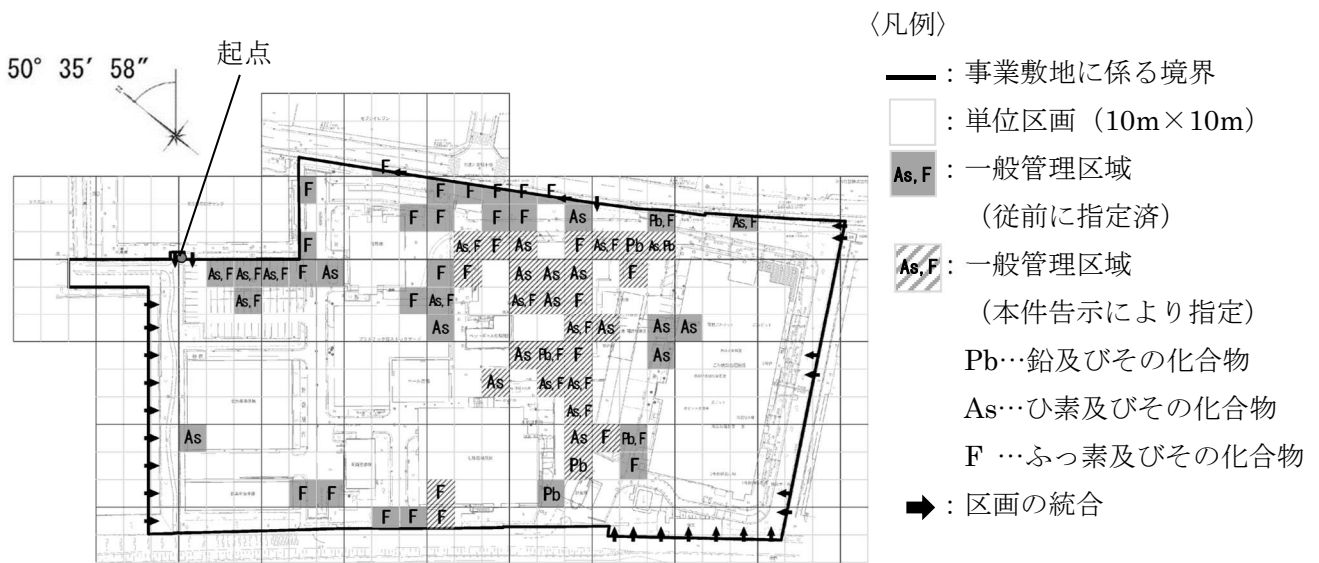


図 2 指定区域図